

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和4年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6の2中「第16条の2」の次に「及び第16条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の2の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合にお

いて、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 6 第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国民健康保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 世帯に未就学児である被保険者がいる場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額は、当該未就学児である被保険者の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額(低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とすることとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度分の保険料から適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号 (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ (略) ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア~ウ (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援</p>	<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号 (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ (略) ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア~ウ (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援</p>

改正後	改正前
<p>金等賦課額（第16条の2及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>金等賦課額（第16条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（保険料の減額）</p>
<p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p>	<p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。こ</p>	

改正後	改正前
<p>の場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)</p> <p>5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の4」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p>	